

令和 5 年 3 月議会

保健福祉委員会

説明資料

- 令和 5 年度暫定予算 … P 2
- 条例議案（一部改正） … P 3
- 【議案第 37 号】 … P 3
「北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」
- 【議案第 38 号】 … P 4
「北九州市認定こども園の認定要件に関する条例」
- 【議案第 39 号】 … P 5
「北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例」
- 【議案第 40 号】 … P 6
「北九州市家庭的保育事業等の設置及び運営の基準に関する条例」
- 【議案第 41 号】 … P 8
「北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」
- 【議案第 42 号】 … P 9
「北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
- 【議案第 43 号】 … P 11
「北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」
- 令和 4 年度 3 月補正予算 … P 12

子ども家庭局

令和5年度暫定予算総括表

【一般会計】議案第1号「令和5年度北九州市一般会計暫定予算」のうち子ども家庭局所管分

(1) 歳入

(単位：千円、%)

区 分			令和5年度 (a)	令和4年度 (b)	比 較(c) (a)-(b)	増減率 (c)/(b)
款	項	目 名称				
16	1	2 子ども家庭費負担金	265,214	1,050,553	▲785,339	▲74.8
17	1	3 子ども家庭使用料	93,695	393,730	▲300,035	▲76.2
	2	3 子ども家庭手数料	5	12	▲7	▲58.3
18	1	2 子ども家庭費国庫負担金	7,265,364	25,255,143	▲17,989,779	▲71.2
	2	3 子ども家庭費国庫補助金	1,314,890	4,492,249	▲3,177,359	▲70.7
	3	3 子ども家庭費委託金	35	141	▲106	▲75.2
19	1	2 子ども家庭費県負担金	2,216,385	7,938,787	▲5,722,402	▲72.1
	2	3 子ども家庭費県補助金	794,915	2,839,279	▲2,044,364	▲72.0
	3	3 子ども家庭費委託金	24	157	▲133	▲84.7
20	1	1 財産貸付収入	5,201	19,303	▲14,102	▲73.1
22	1	2 母子父子寡婦福祉資金特別会計繰入金	10	103,719	▲103,709	▲100.0
		3 市民太陽光発電所特別会計繰入金	250	0	250	-
	2	17 SDGs 未来基金繰入金	0	18,596	▲18,596	▲100.0
24	1	1 延滞金	250	1,000	▲750	▲75.0
	3	3 子ども家庭費貸付金元利収入	9	9	0	0.0
	6	4 雑入	42,704	158,835	▲116,131	▲73.1
25	1	3 子ども家庭債	483,000	376,400	106,600	28.3
合 計			12,481,951	42,647,913	▲30,165,962	▲70.7

(2) 歳出

(単位：千円、%)

区 分			令和5年度 (a)	令和4年度 (b)	比 較(c) (a)-(b)	増減率 (c)/(b)
款	項	目 名称				
4	1	1 職員費	1,626,228	4,611,144	▲2,984,916	▲64.7
	2	1 子ども家庭総務費	2,406,521	9,171,440	▲6,764,919	▲73.8
		2 子ども家庭支援費	15,269,171	50,282,006	▲35,012,835	▲69.6
		3 母子保健医療費	1,572,835	5,599,948	▲4,027,113	▲71.9
		4 青少年費	718,437	1,185,860	▲467,423	▲39.4
	3	1 繰出金	2,111	28,754	▲26,643	▲92.7
合 計			21,595,303	70,879,152	▲49,283,849	▲69.5

【特別会計】議案第13号「令和5年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計暫定予算」

(単位：千円、%)

名 称	令和5年度 (a)	令和4年度 (b)	比 較(c) (a)-(b)	増減率 (c)/(b)
母子父子寡婦福祉資金	41,300	401,400	▲360,100	▲89.7

【予算額総計】

(単位：千円、%)

名 称	令和5年度 (a)	令和4年度 (b)	比 較(c) (a)-(b)	増減率 (c)/(b)
子ども家庭局 総計	21,636,603	71,280,552	▲49,643,949	▲69.6

【 議案第 37 号 】

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 13 条第 1 項・第 2 項に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）に従い又は基準省令を参酌して条例で定めるものとされている。

今回、基準省令の改正に伴い、本条例の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 懲戒に係る権限の濫用禁止（第 15 条第 1 項）

「懲戒に係る権限の濫用禁止」を削除するもの。

(2) 業務継続計画の策定等（第 15 条第 1 項）

感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置に努めなければならないよう規定するもの。

(3) 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第 15 条第 2 項）

幼保連携型認定こども園の設備及び職員については他の社会福祉施設を併設する際に、保育に支障のない限り、幼保連携型認定こども園に特有の設備・専従の人員についても共用できるよう規定するもの。

(4) 幼保連携型認定こども園の保育士の数の算定（付則第 9 項・付則第 10 項）

幼保連携型認定こども園に置かなければならない保育士の数の算定について、当分の間、看護師等を 1 人に限って保育士とみなす特例を、乳児 3 人以下を入所させる幼保連携型認定こども園で一定の要件を満たすものにも適用できるように規定するもの。

※自動車を運行する場合の所在の確認の規定については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の改正により義務化。

3 施行期日

2 (1) は、公布の日 ※改正基準省令が施行済のため

2 (2) から (4) は令和 5 年 4 月 1 日 ※改正基準省令の施行期日と同日

【 議案第 38 号 】

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項から第 4 項に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（以下「基準告示」という。）を参酌して条例で定めるものとされている。

今回、基準告示の改正に伴い、本条例の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 自動車を運行する場合の所在の確認（第 11 条関係）

認定こども園は、子どもの移動のために、自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼等の方法により子どもの所在を確認しなければならないことを規定するもの。

また、通園を目的とした自動車を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならないことを規定するもの。

(2) 認定こども園の保育士の数の算定（付則第 7 項関係）

認定こども園に置かなければならない保育士の数の算定について、当分の間、看護師等を 1 人に限って保育士とみなす特例を、乳児 3 人以下を入所させる認定こども園で一定の要件を満たすものにも適用できるように規定するもの。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日（改正基準告示の施行期日と同日）

4 経過措置

第 11 条に関する経過措置として、施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、ブザー等を備えること又はこれを用いることについて困難な事情があるときは、ブザー等を備えることに代わる措置を講じて、子どもの所在の確認を行わなければならない。

【議案第 39 号】

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」（計画期間：令和2～6年度）に基づき、保育所運営の効率化と機能の拡大を図るため、老朽化した施設の建替え等にあわせて直営保育所の民営化や近隣の保育所との統合、指定管理保育所の民間移譲に取り組み、令和6年度までに7施設の運営を見直す予定である。（直営保育所の民営化2施設、直営保育所の統合1施設、指定管理保育所の民間移譲4施設）

このうち、すでに令和3年4月に指定管理保育所3施設（おぐまの保育所、古前保育所及び八幡東さくら保育所）の民営化による廃止、令和4年4月に直営保育所1施設（畑保育所）の統合による廃止を行ったところである。

今回、直営保育所である吉野保育所について、令和4年10月に保育所の運営法人が決定したため、令和5年4月に公の施設を廃止することとし、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部改正を行うもの。

2 改正の内容

保育所の項中、下記の保育所を削る。（別表第1関係）

名 称	位 置
北九州市立吉野保育所	北九州市門司区丸山一丁目19番1号

3 施行期日

令和5年4月1日（吉野保育所の民営化開始日）

4 施設の概要

施設名称：北九州市立吉野保育所

所在地：北九州市門司区丸山一丁目19番1号

定 員：90名

延床面積：699.26㎡

構 造：RC造2階建

建築年月：昭和55年3月竣工（築43年経過）

【 議案 40 号 】

北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営の基準については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「省令」という。）に従い、又は参酌して条例で定めるものとされている。

今回、省令の改正（以下「改正省令」という。）に伴い、本条例の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 安全計画の策定等（第 7 条の 2）

安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないよう規定するもの。

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認（第 7 条の 3）

家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の移動のために、自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により利用乳幼児の所在を確認しなければならないことを規定するもの。

また、送迎を目的とした自動車を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならないよう規定するもの。

(3) 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第 10 条）

家庭的保育事業者等の設備及び職員については他の社会福祉施設を併設する際に、保育に支障のない限り、事業所等に特有の設備・職員についても共用できるように規定するもの。

(4) 懲戒に係る権限の濫用禁止（第 13 条）

「懲戒に係る権限の濫用禁止」を削除するもの。

(5) 衛生管理等（第 14 条）

感染症や食中毒の発生、まん延を防止する措置として、定期的な研修並びに訓練の実施に努めなければならないよう規定するもの。

(6) 居宅訪問型保育事業の対象（第 38 条）

居宅訪問型保育対象となる保護者の条件に疾病、疲労等を追加するもの。

(7) 電磁的記録（第 50 条）

家庭的保育事業者等が書面により行うことが規定され、又は想定される記録等について、電磁的記録により行えるよう規定するもの。

(8) 規定の整備

ア 暴力団員等の排除（第 22 条）

福岡県暴力団排除条例の一部改正（平成 28 年福岡県条例第 29 号）及び児童福祉法の一部改正（令和元年法律第 37 号）に伴い、規定を整備するもの。

イ 職員（第 24 条）

児童福祉法の一部改正（欠格事由の一つが削除された）に伴い、規定を整備するもの。

3 施行期日

2 (1) から (3) まで及び (5) は、令和 5 年 4 月 1 日

※改正省令の施行期日と同日

2 (4) 及び (6) から (8) は、公布の日

※改正省令が施行済のため

4 経過措置

第 7 条の 3 に関する経過措置として、この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、ブザー等を備えること又はこれを用いることについて困難な事情があるときは、ブザー等を備えることに代わる措置を講じて、利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

【 議案第 41 号 】

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例の一部改正について

1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）に基づき、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」で定める基準に従い、又は、参酌して条例で定めるものとされている。

今回、この内閣府令が一部改正されたことに伴い、本条例の改正を行うもの。

2 改正の内容

（1）懲戒に係る権限の濫用禁止（第27条）

「懲戒に係る権限の濫用禁止」を削除するもの。

（2）電磁的記録（第54条）

特定教育・保育施設等が書面等により行うことが規定され、又は想定される記録等について、電磁的記録により行えるよう規定するもの。

3 施行期日

公布の日

【 議案第 42 号 】

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営の基準については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 45 条第 1 項に基づき、児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「省令」という。）に従い又は参酌して条例で定めるものとされている。

今回、省令の改正（以下「改正省令」という。）に伴い、本条例の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 安全計画の策定等（第 7 条の 2）

安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないよう規定するもの。

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認（第 7 条の 3）

児童福祉施設は、児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認しなければならないことを規定するもの。

保育所は、児童の送迎を目的とした自動車を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならないことを規定するもの。

(3) 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第 10 条）

保育所の設備及び職員については他の社会福祉施設を併設する際に、保育に支障のない限り、保育所に特有の設備・専従の人員についても共用できるよう規定するもの。

(4) 懲戒に係る権限の濫用禁止（第 13 条）

「懲戒に係る権限の濫用禁止」を削除するもの。

(5) 業務継続計画の策定等（第 13 条の 2）

感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置に努めなければならないよう規定するもの。

(6) 衛生管理等（第 14 条）

感染症や食中毒の発生、まん延を防止する措置として、定期的な研修並びに訓練の実施に努めなければならないよう規定するもの。

(7) 保育所の保育士の数の算定（付則第 7 項）

保育所に置かなければならない保育士の数の算定について、当分の間、看護師等を 1 人に限って保育士とみなす特例を、乳児 3 人以下を入所させる保育所で一定の要件を満たすものにも適用できることとする規定に改正するもの。

3 施行期日

(4)を除き、令和5年4月1日 ※改正省令の施行期日

(4)は、公布の日 ※改正省令が施行済のため

4 経過措置

第7条の2（保育所に係るものを除く。）に関する経過措置として、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、これらの規定中の「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

第7条の3第2項に関する経過措置として、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、ブザー等を備えること又はこれを用いることについて困難な事情があるときは、ブザー等を備えることに代わる措置を講じて、児童の所在の確認を行わなければならない。

【 議案第 43 号 】

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 の 2 第 1 項に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）（以下「基準省令」という。）で定める基準に従い又は参酌して条例を定めるものとされている。

今回、基準省令の改正に伴い、本条例の改正を行うもの。

2 改正の内容

（1）安全計画の策定等（第 6 条の 2 関係）

安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないよう規定するもの。

（2）自動車を運行する場合の所在の確認（第 6 条の 3 関係）

放課後児童健全育成事業者は、児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認しなければならないことを規定するもの。

（3）業務継続計画の策定等（第 13 条の 2 関係）

感染症又は非常災害の発生時において、支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置に努めなければならないよう規定するもの。

（4）衛生管理等（第 14 条関係）

感染症や食中毒の発生、まん延を防止する措置として、定期的な研修並びに訓練の実施に努めなければならないよう規定するもの。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日 ※改正基準省令の施行期日と同日

4 経過措置

第 6 条の 2 に関する経過措置として、この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、これらの規定中の「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和4年度3月補正予算総括表

【議案第59号】「令和4年度北九州市一般会計補正予算（第6号）」のうち子ども家庭局所管分

【歳出補正】

(単位:千円)

款項目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
4・2・1	子ども家庭総務費	9,458,040	172,895	9,630,935
	こどもの安心・安全対策支援事業(認定こども園)	0	6,445	6,445
	こどもの安心・安全対策支援事業(保育所等)	0	166,450	166,450
	【概要】 子どもの安全対策を強化するため「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進が、国の令和4年度第二次補正予算に盛り込まれたことに伴い、本市においても、送迎用バスへの安全装置の導入支援、登園管理システムの導入支援等を行う経費。			
4・2・2	子ども家庭支援費	53,818,906	21,008	53,839,914
	潜在保育士の保育所再就職・復帰支援貸付金交付事業			
	【概要】 潜在保育士が保育士として勤務することが決定した場合の就職準備金の貸付等を行う経費について、国からの事業費内示を受けたことに伴う追加補正。	3,000	21,008	24,008
合 計			193,903	

【歳入補正】

款項目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
18・2・3	子ども家庭費国庫補助金	8,329,134	145,823	8,474,957
	保育対策総合支援事業費	243,659	145,823	389,482
合 計			145,823	

【繰越明許費】

款項目	事業名	繰越額	繰越理由
4・2・1	こどもの安心・安全対策支援事業(認定こども園)	6,445	適正な事業期間を確保できないため
	こどもの安心・安全対策支援事業(保育所等)	166,450	適正な事業期間を確保できないため
	コムシティ館内改修工事	1,592	更新設備の製造に日時を要したため
4・2・2	保育所整備推進事業	60,556	関係者との調整等に日時を要したため
	児童養護施設等整備事業	70,642	関係者との調整等に日時を要したため
	児童館老朽化対策事業	17,000	更新設備の製造に日時を要したため
4・2・3	出産・子育て応援交付金事業	285,600	給付等の事務が年度内に完了しないため
合 計		608,285	